

指導指針改正の概要

1. 対象範囲の拡大

予防給付事業等の新しい介護サービス等を対象範囲に加えるとともに、介護保険サービスが併用できるよう養護老人ホームを新たに対象範囲に加えることとした。

(1) 新たに追加した施設

養護老人ホーム

(2) 新たに追加した介護サービス等に係る事業所

ア 指導指針により会計処理を行う事業（老人福祉法施行規則に基づき事業の開始の届出が必要な事業）

- ① 指定介護予防訪問介護
- ② 指定夜間対応型訪問介護
- ③ 指定介護予防通所介護
- ④ 指定認知症対応型通所介護
- ⑤ 指定介護予防認知症対応型通所介護
- ⑥ 指定介護予防短期入所生活介護
- ⑦ 指定小規模多機能型居宅介護
- ⑧ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑨ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑩ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ 指導指針に準じて会計処理を行う事業

- ① 指定介護予防訪問入浴介護
- ② 指定介護予防特定施設入居者生活介護
- ③ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護
- ④ 介護予防福祉用具貸与
- ⑤ 指定特定福祉用具販売
- ⑥ 指定特定介護予防福祉用具販売
- ⑦ 指定介護予防支援事業
- ⑧ 地域包括支援センター

2. 会計区分設定の弾力化

指定介護老人福祉施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる事業所の範囲について、制度改正を踏まえた見直しを行った。

(1) 指定介護老人福祉施設、(2) 養護老人ホーム、(3) 軽費老人ホームについては、それぞれ独立した会計区分を設定することとする。

また、(4) 指定居宅サービス事業等及び(5) その他事業については(1)

から(3)の事業を行う拠点において実施されている場合には、これらの会計区分に含めて処理することとし、独立した拠点で実施されている場合には、当該拠点における(4)又は(5)の会計区分を設定することとした。なお、その場合でも(5)の事業が(4)の事業拠点で行われる場合にはこれらを含むことができる。

但し、社会福祉法人においてはいずれの場合においても、法人税法上の収益事業となる(5)のカ福祉用具貸与、キ介護予防福祉用具貸与、ク指定特定福祉用具販売、ケ指定特定介護予防福祉用具販売についてはその会計を区分することが求められるため、他の会計区分に含めないこととしている。

3. 会計区分ごとの業務の表示

同じ会計区分であっても計算書類における表示については、(1)から(5)に列挙した介護サービス別にセグメント表示するのが原則である。

ただし、介護予防サービスについては、以下のように介護サービスと一体的に行われている実態があつて、両者のコストをその発生の態様から区分することが不可能である場合には、勘定科目として介護予防サービスの収入額のみを明確に把握できればよいこととした。

指定訪問介護と指定介護予防訪問介護

指定通所介護と指定介護予防通所介護

指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護

指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護

指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護

指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護

指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護

指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護

福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与

福祉用具販売と介護予防福祉用具販売

4. 減価償却に関する取扱の変更

平成19年度の税制改正において、減価償却制度の改正(償却限度可能額及び残存価額廃止等)が行われたことに伴い、次の改正を行う。

(1) 残存価額

償却可能限度額及び残存価額が廃止されたことに伴い、平成19年4月以降に取得した減価償却資産については、残存価額を設定せず、取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却できることとした。

(2) 償却率等

減価償却費の計算において適用する償却率等については、今般改定された「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」によることとした。

5. 介護保険制度の移行時の会計処理規定の削除

介護保険制度の施行に伴って、円滑な介護保険制度下における会計処理への移行を規定していた「第三 移行時の会計処理について」及び関連様式を削除した。

6. 勘定科目の整備

(1) 介護予防に係る勘定科目の整理

ア 居宅介護料収入の内訳区分

従前から「利用者負担金収入」については「一般」と「公費」の小区分科目を設定するようにしているが、「利用者負担金収入」に「介護サービス」と「介護予防」の小区分科目を設定し、これを更に「一般」と「公費」に分けることにすると、「利用者負担金収入（一般）」と「利用者負担金収入（公費）」が小勘定科目となり、大方の財務ソフトでは対応が困難になることが想定される。

したがって、大区分科目と中区分科目との中間に括弧書き大区分科目（集計区分）として、「(介護報酬収入)」と「(利用者負担金収入)」を置き、それぞれに中区分科目として介護と予防を区分する勘定科目を設定することとした。

(大区分) 居宅介護料収入【収支計算書、事業活動計算書】

(中間) (介護報酬収入)

(中区分) 介護報酬収入

(中区分) 介護予防報酬収入

(中間) (利用者負担金収入)

(中区分) 介護負担金収入

(中区分) 介護予防負担金収入

イ 居宅介護支援介護料収入の内訳区分

介護予防支援費を整理する科目として、新たに介護予防支援介護料収入（中区分科目）【収支計算書、事業活動計算書共通】を新設した。

(2) 養護老人ホームに係る措置費収入科目の創設【収支計算書、事業活動計算書共通】

指導指針の対象範囲に養護老人ホームを含めたことに対応して、収入科目として「措置費収入」（大区分科目）、「事務費収入」（中区分科目）、「事業費収入」（中区分科目）を設定した。

(3) 支援費居宅介護等事業の処理科目創設【収支計算書、事業活動計算書共通】

平成11年度までは委託事業であった在宅障害者のための居宅介護等事業が平成15年度から支援費に移行したことに伴い、従来は大区分科目「そ

の他の事業収入」中区分科目「受託収入」で処理してきた当該収入が「支援費」の請求となり、その部分だけは社会福祉法人会計基準を適用すべきとする行政指導が見受けられた。

平成13年2月の事務連絡「問3」によって会計区分の設定が弾力化されていることを踏まえて、小規模で主たる事業に付随して一体的に実施される支援費居宅介護等事業の勘定科目として大区分科目「その他の事業収入」の中区分科目「その他の事業収入」を設定し、一体的な会計処理ができることとした。

事務連絡問3の答

1. 一体的会計処理を容認した趣旨は、その主たる事業が介護保険事業である場合、資金の用途制限についての措置費支弁施設とは異なる介護保険事業の性格を考慮したものである。社会福祉法人として期待される役割を果たすため、介護保険事業を社会資源として活用することにより、積極的に地域福祉の推進に貢献できるような配慮をする一方、当該法人の事業経営の実態に照らし弾力的に会計単位の設定を可能にすることにより、社会福祉法の趣旨を逸脱しないと解される範囲において、事務負担の軽減を図ることとしたものである。
2. したがって、法人が実施する事業の内容を明確にするため定款に記載することと、日々の会計処理を機械的に区分して仕分けすることとは、必ずしも一致しなくても差し支えないこととしたものである。
3. なお、当然のことながら、一体的会計処理を容認することが、事業別の収支内訳の作成を省略できるということではなく、セグメント等によりそれぞれの収支状況を明らかにしなければならないことに留意されたい。

(4) 介護保険事業間における長期にわたる資金繰替使用のための科目の創設【収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表共通】

特養の移行時特別積立金を財源に認知症対応型共同生活介護を整備する等の事例において長期にわたる貸借勘定がないと、すべて繰り入れ処理となることから、繰り入れ元の特養は純資産（次期繰越活動収支差額）が激減し、繰入先の認知症対応型共同生活介護は事業開始前から多額の繰越活動収支差額（繰越利益）を計上することとなり、会計における業績評価機能が混乱する。

このような事態に対処するため、法人の方針として、繰入とするか又は繰入ではなく長期的な貸借とするかの選択を可能とするため、老発第188号通知の第2の3の(3)で認められている介護保険事業間における長期貸借を処理することのできる勘定科目を創設した。

(5) 食費収入・居住費収入の会計処理の統一【収支計算書、事業活動計算書共通】

平成17年10月改正により、それまで介護報酬に包括されていた特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護の食費および居住費が利用者負担となったことに伴い、「食費収入」「居住費収入」を創設したが、従前から利用者負担となっていた認知症対応型共同生活介護の食費および家賃、平成18年4月からの地域密着型サービスの特別養護老人ホーム、通所介護、小規模多機能型居宅介護等における食費および滞在費・宿泊費についても「食費収入」「居住費収入」の科目で処理することとした。

また、大区分科目「利用者等利用料収入」の中区分科目「介護福祉施設利用料収入」および「居宅介護サービス利用料収入」に含まれていた「特別な食事代」「特別な室料」についてもそれぞれ「食費収入」「居住費収入」に統一した。

(6) その他の科目の追加

上記(1)から(5)のほか、収支計算書勘定科目と事業活動計算書勘定科目の間で平仄をとる必要があるもの、指針の創設当初は予定されなかった「徴収不能引当金戻入」(指導指針第2の7の(1)徴収不能引当金の計上基準にかかる5年間の経過措置期間が終わって差額補充法の処理上戻入勘定が必要となった)、最近の固定資産廃棄又は処分に要する費用の処理科目の必要、介護保険事業間の長期貸借勘定を創設するに伴い必要となる収支勘定などの科目を追加した。